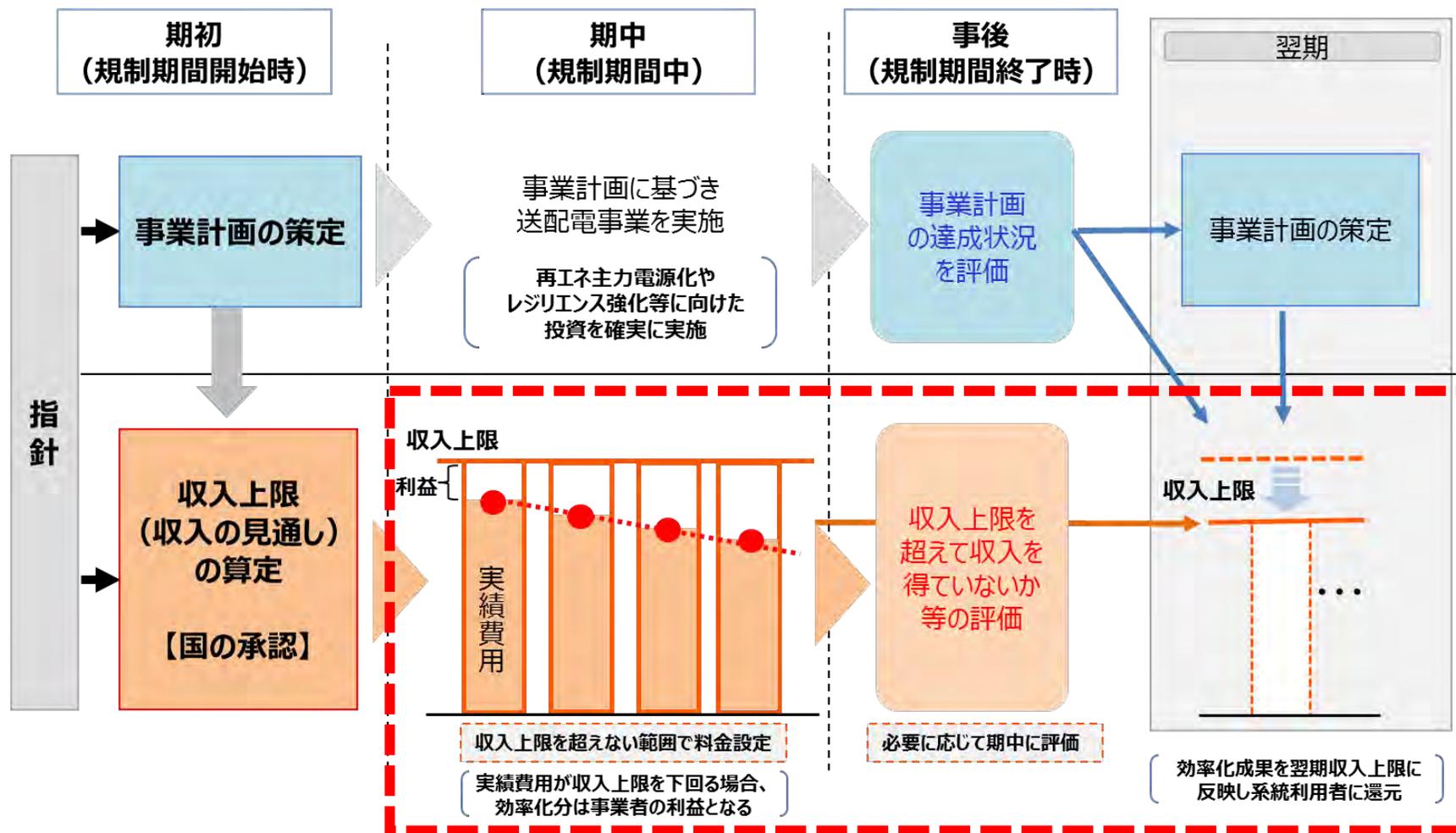


1. 成果目標、行動目標
2. 収入上限の設定及び託送料金の設定
3. **実績収入が期初に承認された収入上限と乖離した場合の取扱い**

論点3. 実績収入が期初に承認された収入上限と乖離した場合の取扱い



本日まで議論いただく論点

- ① 実績収入と収入上限の乖離額を調整するかどうか
- ② 調整を行うタイミングについて

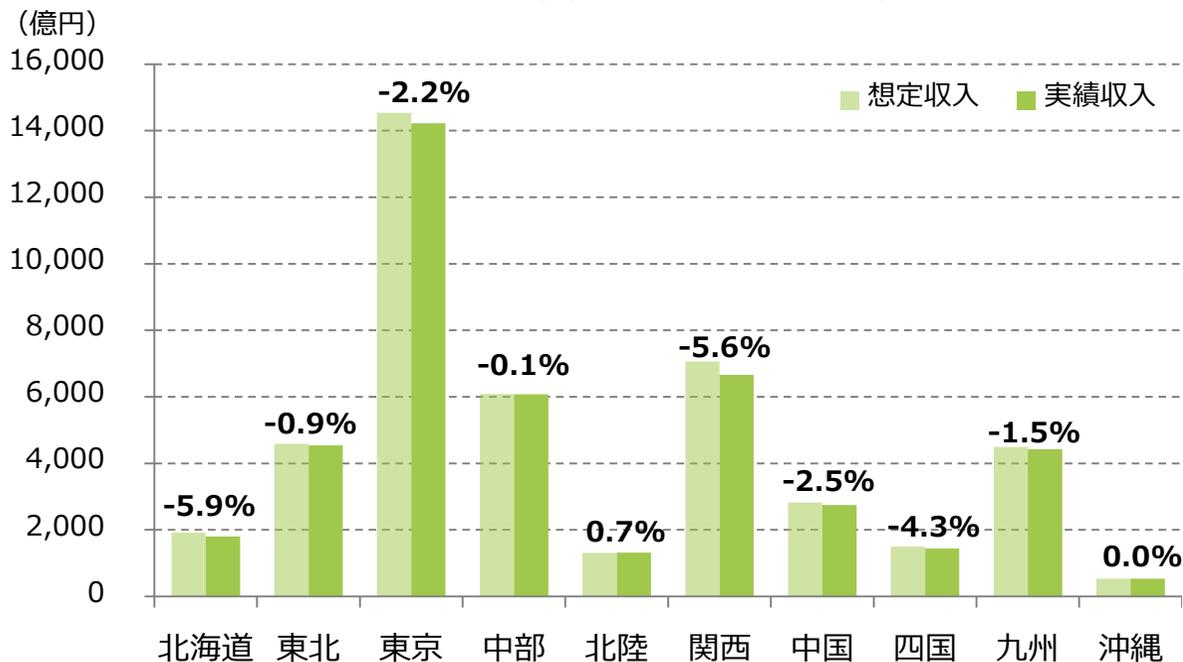
論点3 – ①. 実績収入と収入上限の乖離額を調整するか

- 期初に想定した需要から実績需要に差異が発生した場合に、実績収入と収入上限の乖離が発生することになる。
- 現状、需要が伸び悩む中で、収入上限に見合う実績収入を確保するために、期初に需要を低く想定し、託送料金を高く設定すると、実績需要が想定需要を上回った場合に、5年間で収入上限を上回る実績収入を得ることとなる。
- このような状況を避けるため、また需要の変動は外生的要因によって生じることを踏まえて、実績収入と収入上限の乖離額は全額調整することとしてはどうか。

<需要の変動要因>

- ✓ 気温変動
 - ✓ 景気変動
 - ✓ 自然災害
 - ✓ 需要構造の変化
 - ✓ 人口増減
 - ✓ 省エネの進展
 - ✓ 電化の進展
- 等

<実績収入と想定収入の乖離（2018年度）>

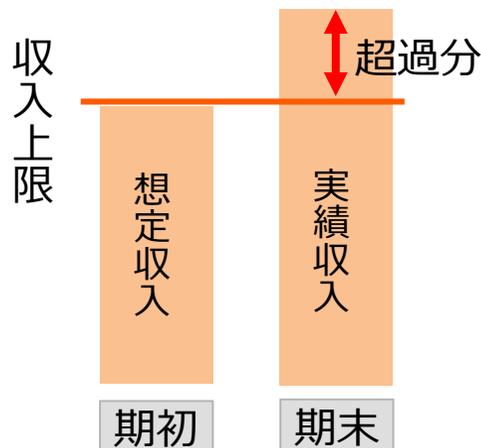


※発電側基本料金導入後は、発電側の変動要因も考慮する必要がある。

論点3－②. 調整を行うタイミングについて

- 需要の変動により、5年間の実績収入が収入上限を上回るケース、下回るケースがある。いずれの場合も、翌規制期間の収入上限を調整することとしてはどうか。
- ただし、期中に需要の変動が発生した場合に、収入上限を超えない範囲で期中の料金変更を行うことを認めてはどうか。

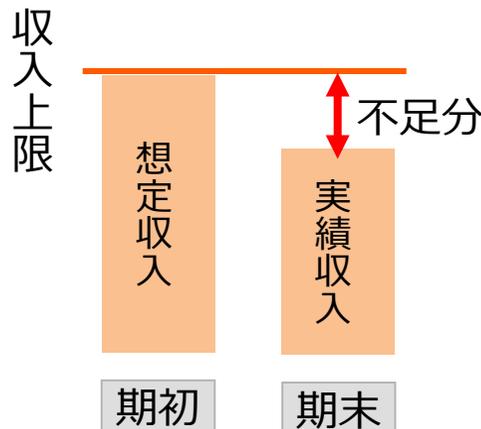
実績収入が
収入上限を
上回った場合



実績需要が想定需要を上回ったケースを想定

- ✓ 収入上限超過分、翌規制期間の収入上限を引き下げ
- ✓ ただし、期中に需要増加が発生した場合に、期中に料金を下げること検討

実績収入が
収入上限を
下回った場合

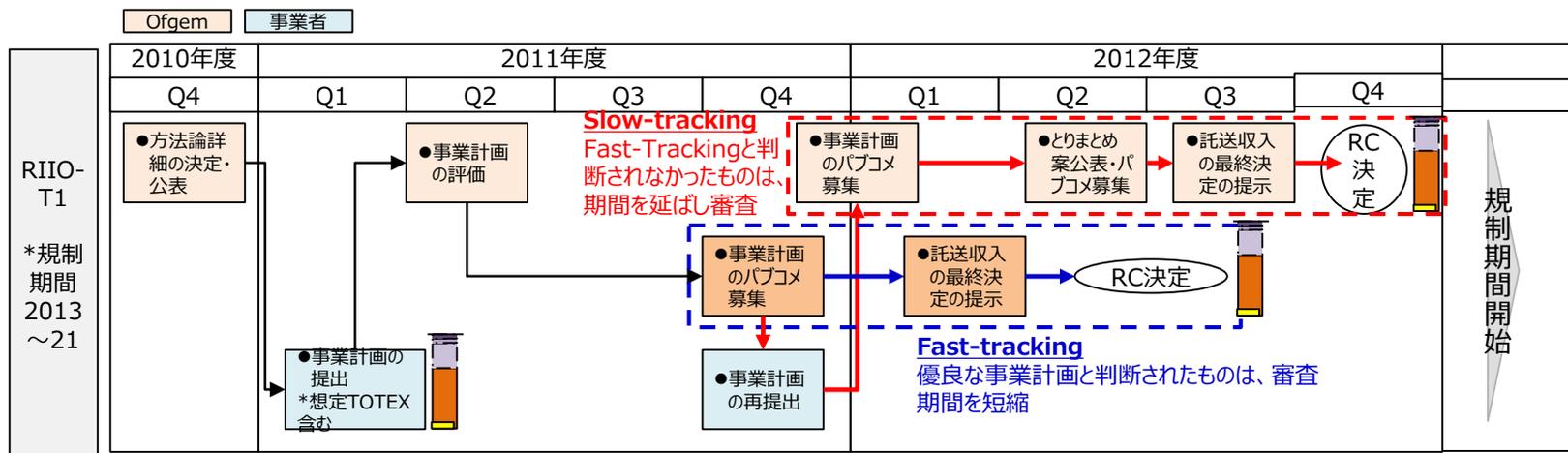


実績需要が想定需要を下回ったケースを想定

- ✓ 収入上限不足分、翌規制期間の収入上限を引き上げ
- ✓ ただし、期中に需要減少が発生した場合に、期中に料金を上げること検討

(参考) 期初におけるRCの審査プロセス (英国 : RIIO1)

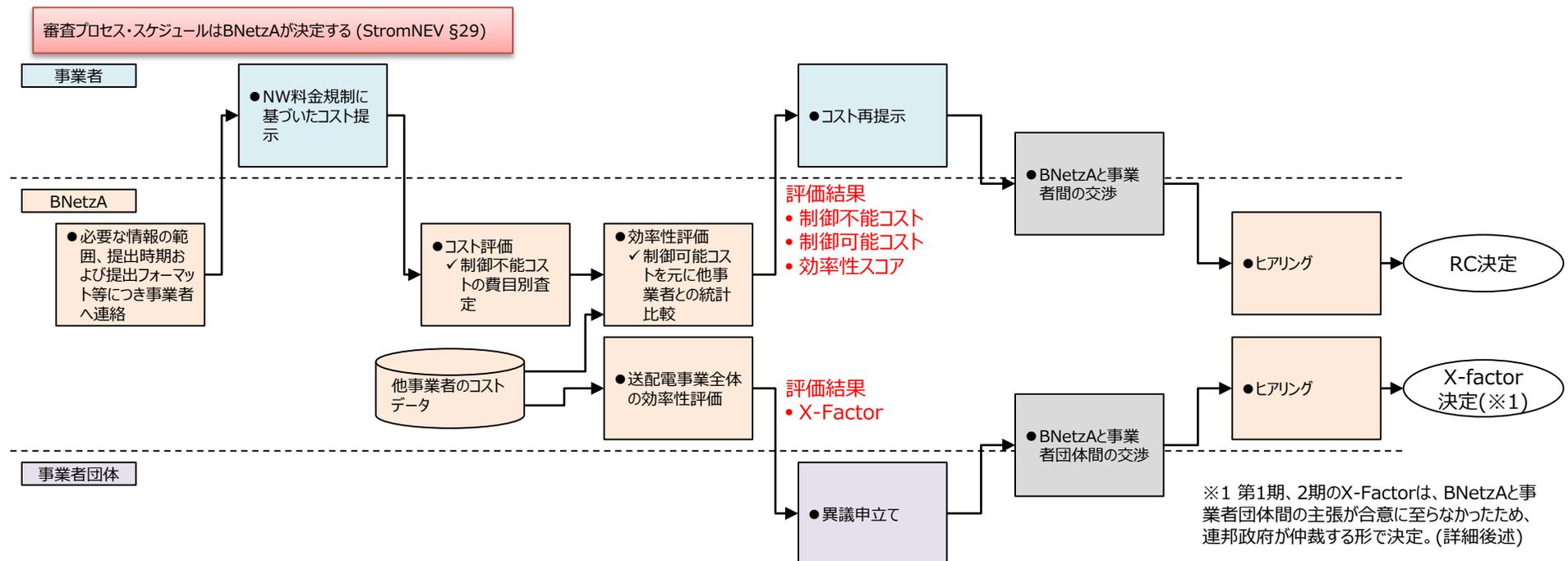
- RIIO-T1(規制期間2013~21年)では、**約2年間**かけ、消費者や企業、有識者との対話プロセスや、他社比較・過去比較・市場テスト等により、RC設定の審査を行う。**より効率的な事業計画を出すインセンティブ**として優良な計画と判断されれば審査期間の短縮と、事業報酬の上乗せボーナスが存在する。
- 現在、次期規制期間の審査プロセスが議論されているが、審査プロセスの妥当性を高める観点から、**新たに3つのステークホルダーグループ**を設け、多様な者の意見と調整することが予定されている。



出所 Ofgem“RIIO-T1: Final Proposals for National Grid Electricity Transmission and National Grid Gas, Final decision – Overview document”(2012)、Ofgem“RIIO-2 Framework Decision”(2018)を基にPwC作成

(参考) 期初におけるRCの審査プロセス (独国)

- DSO/TSOは、Photo year(期初の3年前)にBNetzAに費用実績等のデータを提出する (将来計画はなし、実績のみ)。また、毎年、BNetzAに追加情報を提出しなければならない。
- この際、各データの妥当性チェックやヒアリング等が行われ、X-Factor、制御不能コスト、制御可能コスト、効率スコアなどの審査が行われる。
- DSOのうち200社程度が審査を受けており、小規模な事業者は簡素化した手続きに則りRCを設定する。



出所 ARegV§6、StromNEV§28~30、BNetzA: "Bericht der Bundesnetzagentur nach § 112a EnWG zur Einführung der Anreizregulierung nach § 21a EnWG"(2006), PwC Germany報告を基にPwC作成

(参考) 各国における託送料金の期中調整制度の整理

- 各国の期中調整制度は、期初に設定したRCに対し、送配電事業者にとっての外生的な費用増要因につき、事業者の**適時・適切な費用回収を図るため**、期中でRCを調整する制度であり、該当項目は、その調整の在り方から①**自動調整**、②**規制当局へ届出**の上で調整、③**規制当局の審査・認可**の上で調整 の3分類に整理される。
- さらに、②届出、③認可項目は、実コスト発生との関係において、事前・事後で整理される。

※例示列挙		英 ^{*1}	独 ^{*1}	参考：米（カリフォルニア州） ^{*2}
1	自動調整	○ <ul style="list-style-type: none"> ● インフレ率 ● 税金のうち事業用固定資産税 ● 需要変動対応 	○ <ul style="list-style-type: none"> ● インフレ率 ● 需要変動対応 	○ <ul style="list-style-type: none"> ● インフレ率 ● 需要変動対応
	2	届出	×	×
事後		○ <ul style="list-style-type: none"> ● 新規接続に係る費用 ● 系統連系に係る費用 ● 地中線化(景観保護)に係る費用 	×	○ <ul style="list-style-type: none"> ● 需給調整費用（実績値）
3	認可	○ <p><事前/事後どちらも></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 設備の物理的防護の強化の費用 ● イノベーション展開の費用 	○ <ul style="list-style-type: none"> ● 系統増強等の投資にかかる費用 ● 上位系統の使用料金 ● 再エネ事業者が回避するとみなされる上位系統料金の還付金 	○ <ul style="list-style-type: none"> ● 外生的要因によるコスト（Z-factor等）
	事後		○ <ul style="list-style-type: none"> ● 税金 ● 法定の会社及び社員の議会・委員会活動費 ● 需給調整に必要な電力調達コスト 	○ <ul style="list-style-type: none"> ● 外生的要因によるコスト（非常事態宣言に該当する災害等）

^{*1}：各国の期中調整項目は例示列挙 ^{*2}：米国（カリフォルニア州）は、総収入の設定である点等に鑑みれば、英国・独国のRC制度に近いものの、制度としては総括原価方式のため参考として記載。

出所：Ofgem "Decision on strategy for the next transmission and gas distribution price controls – RIIO-T1 and GD1 Uncertainty mechanisms" (2011)、Ofgem "Strategy decision for the RIIO-ED1 electricity distribution price control Uncertainty mechanisms" (2013)、Ofgem "RIIO-T1 Final Proposals for National Grid Electricity Transmission and National Grid Gas – Overview" (2012)、Ofgem "RIIO-T1 Final Proposals for National Grid Electricity Transmission and National Grid Gas – Cost and uncertainty supporting document" (2012)、Ofgem "RIIO-T1 Final Proposals for National Grid Electricity Transmission and National Grid Gas – Finance supporting document" (2012)、AREV 54、5、CPUC公表資料等に基づくPwC作成。

(参考) RCの期中調整全体俯瞰 (英国)

- 英国では、規制期間中の託送料金の調整スキームが、複数措置されている。
- 具体的には、①効率化促進のためのTIM、②外生的費用増要因に係る費用回収を図るUncertainty Mechanism、③イノベーション投資へのインセンティブ、④需要変動等の調整 の4分類に大別。

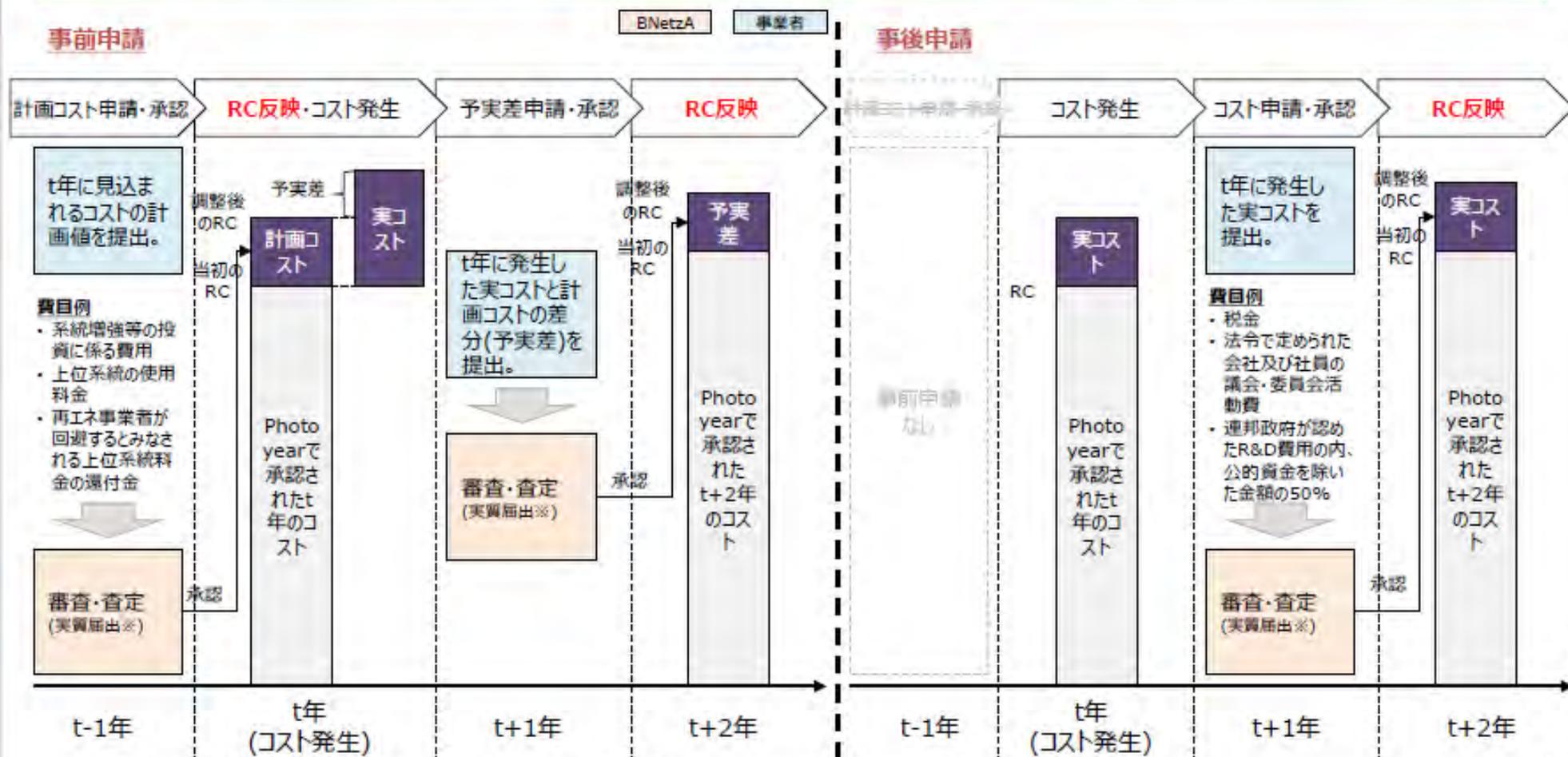
	基礎収入初期値 Opening base revenue	年次調整 Annual Iteration Process for the PCFM		バスルー Pass through items	アウトプット インセンティブ Output incentives	イノベーション インセンティブ① Network Innovation Allowance	イノベーション インセンティブ② Network Innovation Competition	収入上限と案レベ ニューの差額 Correction term	
収入上限 Maximum revenue									
決定タイミング	期初		期中	期中	期中	期中	期初	期中	
目的	事業運営の基礎		効率化促進	費用回収	費用回収	投資促進	投資促進	投資促進	事業運営の基礎
概要	・規制期間中各年度の基礎収益	・基礎収入に対する年次調整項目	・TOTEX削減インセンティブ	・計画変更等に伴う基礎収入の変更	・外生的・固定的な費用	・事業者のアウトプットへのインセンティブ	・基礎収入に対し一定割合で認めるR&D費	・R&D競争的資金プログラムでの獲得資金	・需要変動等による案レバニューとRCの差額清算
実績額 [£m] 2751.3 (NGET(TO), 2016)	1571.39		-185.40		885.86	18.73	10.6	44.9	-104.0

※説明のため、収入上限を構成する各項は代表的なもののみ記載しており、合計は一致しない。

出所 NGET"Forecast TNUoS – Draft Tariffs for 2018/19"(2017)、Ofgem"RIIO-T1: Final Proposals for National Grid Electricity Transmission and National Grid Gas – Finance Supporting document、Ofgem"NGET plc Electricity transmission licence Special Conditions"(2017)に基づきPwC作成

(参考) RCの期中調整プロセス (独国)

- 送電・配電事業者にとっての外生的な費用増要因について、事業者の適時適切な費用回収を図るため、期中でRCを調整する。
- コスト発生時期に対する当該コストの申請・承認時期の関係から、2種類のプロセスに整理される。



※実際上、事業者より申請された価額につき、特段の審査プロセスを経ずに承認（提出価額を受け入れ）される模様（BNetzA談）。